

## 過疎地域を対象とした税制措置等

### ○事業用設備等に係る特別償却

過疎地域における所得水準の向上と雇用機会の拡大を図るため、過疎地域内で製造業等の設備等を新增設して事業の用に供した場合、所得税及び法人税に係る減価償却の特例を認める措置。

#### 1. 内 容

- 取得価額の合計が2,000万円を超える設備を新增設して事業の用に供した場合、建物、機械等の資産について特別償却が可能
- 対象事業 製造業、旅館業(建物及び付属設備のみ)、農林水産物等販売業
- 特別償却率 建物及び付属設備・・・取得価額の6/100、機械及び装置・・・取得価額の10/100

2. 適用期間 2年間(平成31年4月1日から平成33年3月31日まで)

### ○事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置

過疎地域における産業の振興を図るため、過疎地域以外にある事業用資産を譲渡し、過疎地域内にある事業用資産を取得した場合、当該譲渡による譲渡益の一部について課税を繰り延べる措置。

1. 内 容 譲渡益の一部(80%)について、所得税・法人税の課税を繰延べ。

2. 適用期間 3年間(所得税:平成32年12月31日まで、法人税:平成32年3月31日まで)

### ○地方税の課税免除等に対する減収補填措置

過疎地域において一定の事業用資産を取得した製造業、旅館業及び農林水産物等販売業並びに個人が行う畜産業及び水産業について、条例に基づいて課税免除又は不均一課税を行った場合、地方税の減収分を補填する措置。

#### 1. 内 容

○製造業・旅館業・農林水産物等販売業

過疎地域で取得価額の合計が2,700万円を超える設備を新增設した場合において、事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除等を行ったときに、地方公共団体の地方税の減収分の75%を普通交付税で補填。

○畜産業・水産業

個人又は同居の親族で事業を行った日数の合計が、当該年における延べ労働日数の1/3超～1/2以下の場合において、事業税の課税免除等を行ったときに、地方公共団体の地方税の減収分の75%を普通交付税で補填。

2. 適用期間 2年間(平成31年4月1日から平成33年3月31日まで)(畜産業、水産業を除く)

# 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却

過疎地域における雇用の増大を図るため、過疎地域内で個人又は法人が製造業等の設備等を新增設して事業の用に供した場合に特別償却が可能。

## 1. 内容

○ 個人又は法人が、過疎地域内に取得価額の合計が2,000万円を超える生産等設備を新增設して一定の事業の用に供した場合、租税特別措置法の定めにより、建物、機械等の資産について、通常の償却額に加え、その事業年度に限り、取得価額の一定割合を特別償却額として計上し、損金に含めることができる。これにより、課税の繰り延べ効果が発生し、新規事業立ち上げ時の負担を軽減することができる。

○税目：所得税、法人税

○対象設備：

設備\事業	製造業	旅館業	農林水産物等販売業
建物及び附属設備	○	○	○
機械及び装置	○	—	○

○特別償却率：建物及び附属設備…取得価額の6/100、機械及び装置…取得価額の10/100

※ただし、次の地域は、過疎地域内であっても当特例措置の対象外となる(下記の地域に該当するかは、特別償却を適用しようとする事業所が所在する市町村(税務担当)に確認してください)。

- ・半島振興法の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして政令で定める地区
- ・離島振興法の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に推進されるものとして政令で定める地区
- ・奄美群島振興開発特別措置法に規定する奄美群島のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして政令で定める地区
- ・山村振興法の規定により振興山村として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして政令で定める地区

2. 適用期間： 2年間(平成31年4月1日から平成33年3月31日まで)

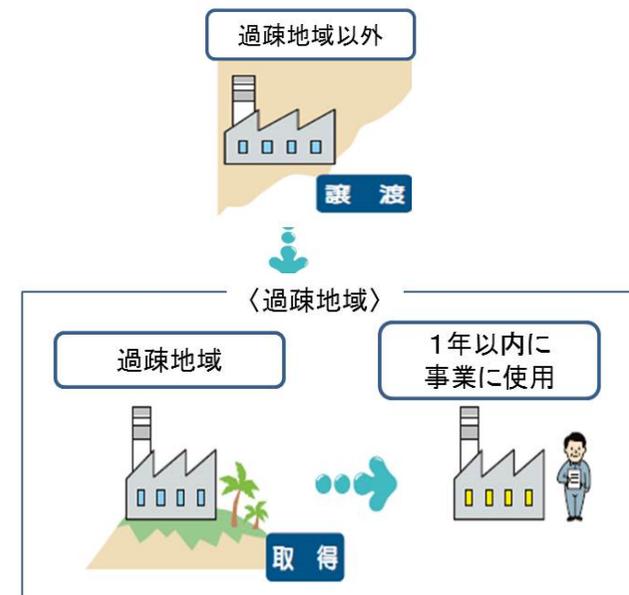
# 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置

過疎地域の産業の振興を図るため、過疎地域以外にある事業用資産を譲渡し、過疎地域内にある事業用資産を取得した場合、当該譲渡による譲渡益の一部について課税を繰り延べる措置。

1. 内 容: 譲渡益の一部(80%)について、所得税・法人税の課税を繰延べ。

(考え方)

- 買い換えた資産について、買換資産の取得価額又は譲渡資産の対価の額のいずれか少ない方の金額に、譲渡対価にかかる差益分を乗じた額の80%の範囲内で、買換資産の帳簿価額を圧縮できる(帳簿価額の減額分に税率を乗じた額が当該年度における減収額となる)。
- なお、買換資産の減価償却の累計額は、帳簿価額を減額した分だけ少なくなるので、減価償却期間を通じて損金算入できる額自体は変わらない(課税を繰延べする効果のみ)。



2. 適用期間: 3年間(所得税:平成32年12月31日まで、法人税:平成32年3月31日まで)

3. 経 緯: 昭和45年過疎法制定時に規定。以来、租税特別措置法上の特例措置を継続的に延長。

4. 条 文:

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)

(事業用資産の買換えの場合の課税の特例)

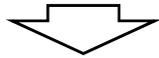
第二十九条 過疎地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して過疎地域内にある事業用資産を取得した場合においては、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。

# 過疎地域自立促進特別措置法に基づく地方税の課税免除等に係る減収補填措置

都道府県又は市町村が、過疎地域内の産業の振興を図るため、過疎地域内において一定の事業用資産を取得した製造業、旅館業及び農林水産物等販売業並びに個人が行う畜産業及び水産業について、条例に基づいて課税免除又は不均一課税を行った場合、地方税の減収の75%を普通交付税で補填。

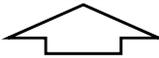
## 製造業・旅館業・農林水産物等販売業

過疎地域において、減価償却資産の取得価額の合計が2,700万円を超える設備を新增設した場合(※1)



条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	収入金額のうち当該設備に係るもの
不動産取得税	当該設備に係る家屋及び土地
固定資産税	当該設備に係る家屋、機械及び装置、土地



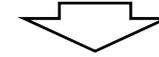
地方公共団体の減収分の75%を普通交付税で補填  
(最初に課税免除等を行った年度から3年間(※2))

※1:市町村の廃置分合又は境界変更に伴い過疎法第33条第1項に基づいて新たに過疎地域に該当することとなった地区を除く。

※2:不動産取得税は当該年度分。

## 畜産業・水産業(※3)

個人又は同居の親族で事業を行った日数の合計が、当該年における延べ労働日数の1/3超~1/2以下の場合



条例に基づき課税免除又は不均一課税

事業税	各年の所得金額
-----	---------



地方公共団体の減収分の75%を普通交付税で補填  
(最初に課税免除等を行った年度から5年間)

※3:過疎地域内で個人が行う畜産業及び水産業に限る。

## イメージ

製造事業者が過疎地域に土地を購入して生産設備(取得価額6億5,000万円)を新設した場合に、市町村が固定資産税の課税免除を行ったときの減収補填のイメージ。

(例)

- ・土地の固定資産税評価額…220万円
- ・家屋の固定資産税評価額…2,900万円
- ・機械及び装置の固定資産税評価額…3億5,300万円



	1年目	2年目	3年目
固定資産税軽減額(市町村の減収)A	537.8	451.3	416.0
普通交付税による補填額(A×75%)	403.3	338.4	312.0